

令和7年竹田市農業委員会第8回総会議事録

1. 日 時 令和7年8月6日(水) 午後2時00分～午後2時35分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子
5番 秦 志喜男 6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男
9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司 11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子
13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子 事務局次長：中村美智子、馬場勇二 係長：伊藤慎弥

6. 議事

議案第53号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 37件

議案第54号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 22件

議案第55号 農用地利用集積計画の承認について(大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 1件

議案第56号 農用地利用集積計画の承認について(大分県農業農村振興公社から所有権移転) 1件

議案第57号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 4件

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第61号 非農地証明について 3件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から令和7年竹田市農業委員会第8回総会を開会いたします。本日の議事日程はタブレットに配信してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議に入ります前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は4番 首藤徳子委員、5番 秦志喜男委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項はありませんので議案の上程を行います。

議案第53号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 37件

議案第54号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 22件

議案第55号 農用地利用集積計画の承認について(大分県農業農村振興公社へ所有権移転) 1件

議案第56号 農用地利用集積計画の承認について(大分県農業農村振興公社から所有権移転) 1件

議案第57号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 4件

議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第61号 非農地証明について 3件

以上73案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第53号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第53号は、農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものです。1番と7番、12番および25番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番から4番、6番、27番、33番および34番の案件は5年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。5番と、9番から11番、13番、15番から17番、19番から24番、28番、30番、32番、35番から37番は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

8番、14番、18番、26番、29番、31番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第53号について担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第53号について、これを承認することにご異議のない方は

挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。よって議案第53号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第54号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課 甲斐主任

議案第54号の農用地利用集積等促進計画案は、農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議案第54号の1番の借り手は、〇〇〇〇です。

2番の借り手は、〇〇〇〇です。

3番の借り手は、〇〇〇〇です。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

5番の借り手は、〇〇〇〇です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

8番から10番の借り手は、〇〇〇〇です。この会社は長野県に本社があり、もともとは野菜の輸送業でしたが熊本県阿蘇市では農業を行っています。阿蘇の方に大きな企業が進出したことで農地の賃料が上がってきたため、荻町の農地を借りて耕作を拡大していこうとしています。

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

13番から15番の借り手は、〇〇〇〇〇です。

16番の借り手は、〇〇〇〇〇です。

17番の借り手は、新規認定就農者である〇〇〇〇〇です。

18番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

19番の借り手は、〇〇〇〇〇です。

20番の借り手は、〇〇〇〇〇です。

21番の借り手は、〇〇〇〇〇です。

22番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇〇です。

1番と、8番から11番、13番から15番の選定理由は、当該農地にかかる農業を担う者ではないが市町村が地域計画の達成に資すると認めるものです。2番から7番、12番、16番から22番の選定理由は、当該農地に係る農業を担う者です。

議長

只今、議案第54号について担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第54号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第54号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

引き続き農政課が担当する案件について、議案55号と56号を飛ばして議案第57号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。議案書の19ページをご覧ください。1の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第57号の1の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字添ヶ津留字矢形木〇〇〇〇登記地目 山林 現況地目 畑1筆 面積3,076平方メートルを中間管理事業による農地の貸与を行うため編入する計画の農地です。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この農地は農業振興のための基盤として将来にわたって農地としての利用を確保する必要があるため、編入に問題はないと考えます。

議長

続いて2の1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第57号の2の1番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市大字小塚字近戸〇〇〇〇 畑1筆 面積1,209平方メートルを資材置き場として利用する計画の農地です。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて2の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第57号の2の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字久住字上才尾〇〇〇〇ほか1筆 地目 田2筆 合計面積1,306平方メートルを譲渡先の店舗経営者が資材置き場として利用する計画の農地です。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

続いて2の3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第57号の2の3番の案件は、申請者〇〇〇〇が申請地 竹田市久住町大字白丹字椿山〇〇〇〇 地目 畑1筆 面積2,289平方メートルを植林する計画の農地です。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことから原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第57号について、担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第57号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第57号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の牛尾副主任、甲斐主任は退席してください。ありがとうございました。

(14時15分)

議長

再開いたします。議案書の17ページをご覧ください。続いて議案第55号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第55号の1番の案件は、所有者が市外在住のため規模縮小を希望しており近隣で規模拡大を図っている認定農業者に農地を譲るため、譲受人 大分県農業農村振興公社へ所有権移転するものです。

議長

只今、議案第55号について事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第55号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第55号 大分県農業農村振興公社への所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第56号 大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第56号の1番の案件は、譲渡人 公益社団法人大分県農業農村振興公社から譲受人 認定農業者である〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町北原字中岩戸〇〇〇〇 畑1筆 面積3,397平方メートルを農業経営基盤強化促進法の定めにより、大分県農業農村振興公社が行う農地売買支援事業で所有権の移転をするものです。譲受人の経営規模は36,899平方メートルです。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

議案第56号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は4人です。農機具はトラクター4台、トラック2台、ブームスプレーヤー1台、動力噴霧器1台、野菜消毒器1台、タイヤシャベル1台を所有しております。野菜中心の農家であり農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今調査報告がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第56号について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第56号 大分県農業農村振興公社からの所有権移転にかかる農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第58号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字横迫〇〇〇〇 畑1筆 面積459平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は6,125平方メートルです。申請地にはビニールハウスと倉庫が設置されており、倉庫については2アール未満の農業用倉庫として届出済みです。

議長

1番 山本昭雄委員に調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第58号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具は耕うん機1台、その他を所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めまゝす。

事務局

議案第58号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字花ノ木〇〇〇〇 田1筆 面積3,017平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は25,356平方メートルです。

議長

1番 山本昭雄委員に、調査報告をお願いします。

1番 山本昭雄委員

議案第58番の2号の調査報告をいたします。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター5台・田植機・その他所有しており、稲作、野菜、畜産中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまゝす。よつて許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思ゝえまゝす。

議長

　　今議案第58号について担当委員による報告がありました、ご意見、ご質疑はありませんか。

（なしの声あり）

議長

　　ないようですので質疑を終結いたします。議案第58号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

　　全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって議案第58号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

　　続いて議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番の説明を事務局に求めます。

事務局

　　議案第59号1番の案件は、申請地 竹田市大字飛田川字坂折〇〇〇〇 田1筆 面積266平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は駐車場用地です。申請者は平成23年に亡父から申請地を相続しましたが、県外に住んでおり農地として管理ができず転用許可が必要だということを知らずに近隣住人に駐車場として貸出していました。始末書が添付されています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

　　8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

　　議案第59号1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれはありません。申請者は転用許可が必要だということを知らずに用途変更をしてしまい、悪意はなく反省していることから、原状回復を求めることなく原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

　　2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第59号2番の案件は、申請地 竹田市直入町大字下田北字岡倉〇〇〇〇ほか1筆 田2筆 合計面積 6,910平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の第2種農地です。転用目的は植林です。申請地は水利不足や獣害により農地としての管理が難しく、植林して山林として管理する計画です。申請者は転用許可が必要だということを知らずにすでに植林しています。始末書が添付されています。なお、面積が3,000平方メートルを超えているため大分県農業会議の常設審議会の意見聴取を要する案件です。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第59号2番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれはありません。申請者は転用許可が必要だということを知らずに用途変更をしてしまい、悪意はなく反省していることから、原状回復を求めることなく原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

補足ですが、この件は森林組合から苗木を購入していますが、組合長が変わったことや担当職員が新人で何もなく二千本くらい売ったそうです。除外申請は昨年10月に申請して今年の4月に除外の許可が出たのですが、その間に転用の許可をうけずに勝手に植えてしまったようです。森林組合長にこういうことがないように農業委員会の許可書をコピーして添付したらどうですかと提案をしています。そうでないということが再三起こると思います。森林組合長も補助金を出しているので慌てていました。以上であります。

只今議案第59号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

7番 坂本大蔵委員

59号の1番ですがこれは以前3条申請があったものですか。

事務局

令和6年10月総会の農振除外の案件です。

7番 坂本大蔵委員

除外の現地調査の時にすでにこのような状況になっていたのですね。

事務局

そうです。原状回復求めることなく追認ということになります。

7 番 坂本大蔵委員

県に報告が必要だと思いますが、先程議長からの説明で分かりました。

議長

他にないですか。ないようですので質疑を終結いたします。議案第59号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第59号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第60号の1番の案件は、申請地 竹田市直入町大字長湯字村〇〇〇〇 田1筆 面積455平方メートルです。この申請地は第1種農地ですが、農用地区域からの除外は令和7年6月2日に完了しています。申請地は譲受人が農家住宅を新築する計画です。排水は合併浄化槽を経由して側道の水路に排水される計画で、水路の共同利用者の承諾を得ています。転用行為は令和7年8月8日から令和7年12月20日までを予定しています。転用許可基準は、申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当すると考えられます。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第60号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第60号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第60号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて議案第61号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第61号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地 竹田市大字片ヶ瀬字西平〇〇〇〇ほか6筆 登記地目 田4筆、畑3筆 合計面積2,321.61平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請者が昭和26年から昭和30年にかけて電気事業者が管理用地として取得し、地目変更手続きをしないまま現在に至っており現況は山林等となっています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林等となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市久住町大字白丹字一谷〇〇〇〇登記地目 田1筆 面積1,294平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は亡父が平成15年頃に倉庫と畜舎を新築しましたがその後廃業し現在は廃屋となっています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第61号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市直入町大字長湯字鑰小野〇〇〇〇
ほか11筆 登記地目 田11筆 畑1筆 合計面積11,341平方メートルの非農地申請をしたものです。
申請地は亡父が管理していましたが平成17年頃から耕作放棄地となっており現況は原野となっています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今議案第61号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

ないようですので質疑を終結いたします。議案第61号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって議案第61号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。以上をもちまして、令和7年竹田市農業委員会第8回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時35分)